**介護保険要介護認定申請書類の提出について**

**要介護認定申請書類（以下「申請書」といいます。）の提出方法は、各町の役場(福祉課)窓口へ持参します。「来庁者」が「申請者」となります。**

**申請日と受理日の関係**

　申請書の申請日は、窓口で提出を受け付けた日をもって受理日となります。

　ただし、記入漏れ、記入誤り又は添付漏れがあった場合は、内容修正等をお願いすることになり、申請日・受理日は補正後になる場合もあります。

|  |
| --- |
| **マイナンバー法の施行により、介護保険関係申請書類に個人番号を記入し、**  **申請書の提出時に「個人番号確認及び身元確認」が義務化されました。** |

**＜申請書受付時の「個人番号確認」＞**

　マイナンバー法により、申請書への個人番号記入が義務付けられました。そのため、記入された個人番号が正しいのかどうか確認するため、**「個人番号確認」**を行います。

　申請書類中『個人番号』欄があります。「通知カード」「個人番号カード」「個人番号が記載された住民票」に記載されている「個人番号」を転記してください。

　ただし、次の場合に限り、個人番号の記入や確認資料を添えずに申請できます。

(1) 個人番号が確認できるものを紛失した場合（持参忘れを除く）

(2) 個人番号が確認できるものを被保険者以外の人が保管し、番号の確認がとれない場合

　(3) 申請代行事業所の方針により、個人番号の記入と確認資料を持たない場合

**＜申請書受付時の「身元確認」＞**

　「来庁者」が「申請者」であることを確認するため、身分を証明できる書類を見せていただき、**「身元確認」**を行います。

|  |  |
| --- | --- |
| １点でよいもの | ２点必要なもの |
| 運転免許証、個人番号カード、顔写真付き住民基本台帳カード、各種障害者手帳、パスポート、在留カード | 各種健康保険被保険者証、後期高齢者医療保険被保険者証、介護保険被保険者証、各種公的年金証書、顔写真のない住民基本台帳カード |

**＜申請書受付時の「代理権の確認」＞**

　申請を「被保険者本人」、「同居の家族」または「申請代行事業所」以外の人が行う場合は、**『委任状』が必要**です。その際、**書面による「代理権の確認」を行います。**

　「被保険者本人」、「同居の家族」または「申請代行事業所」以外の人が『委任状』を持参せず、「使者」として申請書類を提出する場合、使者の氏名及び連絡先等を確認します。なお、使者は内容修正等することができません。

※「同居の家族」とは、次のとおりです。

　　　①同一の家屋に居住する家族のこと。

　　　②世帯分離していても、住所表示が同じであること。

　　　③住所表示が違っていても、直に隣接していることがわかること。

　　　同じアパート・マンションに住んでいても、部屋番号が異なる場合は「同居の家族」とはみなしません。

※委任状について、すべてワープロ・パソコンで作成されたものは不可。委任者本人が直筆にて記入・押印してください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **郵送するにあたって**  **以下の理由で**、各町介護保険窓口への持参が困難で、なおかつ、次の条件に該当  される場合には、郵送による申請が可能です。 | | |
| ①被保険者本人が施設入所の理由により遠隔地（※）に居住していること  　②被保険者本人が窓口への持参が困難であり、申請される方が遠隔地であること  　 いずれかに該当し、申請代行事業所がいない、もしくは遠隔地で来庁が困難で  あること | | |
| * **この場合の「遠隔地」とは、西濃地域と岐阜地域以外のことをいいます。** | | |
| 添付書類 | 申請者が被保険者本人の場合 | 申請者が本人以外の場合 |
| ・申請者の身元確認に必要な書類の写し | ・委任状  ・代理人の身元確認に必要な書類の写し |
| ［注意事項］  　郵便物が到着した日に、書類不備や添付書類漏れがなければ、その日を受理日とします。  　記入の不備または添付書類漏れがあった場合は、書類の返送または内容修正の補正が必要です。その場合、受理日は補正後の日付けになりますことをご承知おき下さい。  注意１）返送の場合にかかる費用は、申請者にて負担していただきます。  注意２）送付先は各町福祉主管課あてです（役場所在地の記載不要）。  　　　　　　　神戸町…〒503-2392、輪之内町…〒503-0292、安八町…〒503-0198 | | |